

関西電力及び九州電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に  
関するチェックポイント（案）

平成25年〇月〇日  
消費者庁

電気料金は消費者にとって、生活の基礎をなす必需的なものであり、さらには、地域独占的に供給されており事業者の選択肢がなく、その料金値上げは国民生活に大きな影響を与えるものである。このため、料金水準や内容、提供されるサービスについては、十分な情報提供と明確な説明が行われ、消費者の理解がより得られることが重要である。そして提供されるサービスが短期的にも中長期的にも消費者の権利に即し消費者の利益により適ったものになることが求められている。

消費者庁では、今般の関西電力及び九州電力の値上げ認可申請に当たっても、こうした観点から、以下のとおりチェックポイントを作成するものである。なお、東京電力の値上げ認可申請時に活用したチェックポイントは、公的資金が投入されている等の事情を反映し作成したものであるが、以下のチェックポイントはそのような事情を除いた観点から作成している。

（※1 今後の検証過程で変更を加えることがあり得る。また、原価に算入されない項目にも、言及していることに留意。）

（※2 事業者によっては、申請内容に該当しない項目もあり得る。）

【人件費等について】

[給与等]

- ① 役員報酬、社員年収について、それぞれの立場に応じて、削減されるべきではないか。役員報酬と社員年収の削減率は、少なくとも同等とするべきでないのではないかな。

（最大限の効率化が求められる状況下で、役員数を増やした理由について、分かりやすく明確に説明されているか。）

- ② 給与水準の比較に関する補正（地域、年齢、勤続年数）の方法が妥当であることが明確に説明されているか。

[厚生費]

- ③ 厚生費は、必要最低限の額が計上されているか。
- 法定厚生費について、健康保険料の事業主負担の削減（○％）
  - 一般厚生費について、
    - ・厚生施設費・文化体育費の削減
    - ・カフェテリアについて、余暇・レジャー等の支出の廃止・縮減
    - ・その他各種奨励金・拠出金等（例えば、自社株の取得を目的とするもの等）について、廃止・縮減

【調達等について】

- ④ 競争入札比率は○％となっているか。競争入札以外の方法による調達のうち、関連会社とそれ以外の会社とが占める割合を公表しているか。
- ⑤ 随意契約に係る調達費用の削減率について、各電力会社のこれまでの取組のみならず、今後の効率化努力も踏まえつつ、最大限の削減として○％としているか、その根拠は明確に説明されているのか。また、その削減対象となる分野を、可能な限り拡大すべきではないか。
- ⑥ 調達の見直しについて、第三者の視点をもって、その結果を継続的に検証できるような仕組みを検討すべきではないか。
- ⑦ 広告宣伝費、交際費の大幅削減、兼職職員への人件費等の支払の廃止・縮減が行われているか。また、警護等で必要な場合を除く幹部送迎用社用車の廃止を行っているか。これらの対応が行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ⑧ 寄付金や団体費、交際費等は廃止・縮減されているか。
- ⑨ 電力中央研究所への分担金は、その内容が真に必要なものに限定されているか。（各研究テーマとそれぞれの予算額、再委託を行う場合はその比率。）
- ⑩ 子会社・関連会社の役員の報酬・賞与・退職慰労金について、その削減が各電力会社本体における措置に準じたものとなっているか。
- ⑪ 子会社・関連会社の役員を兼務している者は、その報酬を辞退又は削減して

いるか。

- ⑫ コスト削減を明確かつ定量的に原価の削減に反映しているか。

**【事業報酬について】**

- ⑬ 安定供給や財務状況等を踏まえ、事業報酬率は適正なものとなっているか。

**【減価償却費、レートベースについて】**

- ⑭ 減価償却については、対象となる資産の範囲・種別が明確で合理的なものになっているか。
- ⑮ 原価算定期間内に稼働が見込まれない原発設備をレートベースに含める理由は何か。

**【燃料費、購入電力料等】**

- ⑯ 火力発電所の稼働増に対し、電源構成（原油、LNG、石炭等）の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じようとしているか。
- ⑰ 今回の原価算定期間において、燃料調達の長期契約の満了件数と、契約更改等によるコスト削減の定量的な見込みはどのようになっているか。また、LNGの調達に関し、中途解約の違約金について、どのように設定されているか明らかにされているか。
- ⑱ 燃料費の低廉化について、具体的な取組方針が、必要な情報とともに説明されているか。また、これらの取組による燃料費削減期待額を織り込んで、予め燃料費を削減できないか。
- ⑲ 他の電力会社及び電気事業者に支払う購入電力料や再処理積立金について、その内容は明らかにされているか。また、広告宣伝費、寄付金、団体費等は削減されているか。契約相手方に対して、電力会社は削減努力を求め、定量的な削減を織り込んでいるか。
- ⑳ 原価算定上、平成 25 年 7 月から原子力発電所が再稼働することを織り込んだ理由と再稼働しない時の電気料金への影響を明確に説明しているか。
- ㉑ バックエンド費用について、その内容及び電気料金との関係が分かりやすく明確に説明されているか。

**【規制部門と自由化部門の関係について】**

- ② 原価の部門間の配分について、規制部門と自由化部門を比較した妥当性が検証でき、定量的で平易な説明を行っているか。
- ③ 規制部門と自由化部門の損益構造がバランスのとれたものとなっているか。

**【需要の推計、見込みと実績の乖離について】**

- ④ ピーク需要の推計はどのように行っているか。また、ピーク需要比については、景気拡張期、後退期をどのように織込んでいるか明らかにされているか。
- ⑤ 過去の原価算定期間内における販売電力量（特に、供給約款に係る部分）及び原価項目について、見込み値と実績値及びその乖離を公表しているか。また、今後についても、同様に公表するべきではないか。

**【新料金体系への移行に向けた情報提供等について】**

- ⑥ プランの変更について、各消費者が試算できるよう、工夫しているか。各消費者の使用実績を基にした各プランの値上がり幅を周知しているか。
- ⑦ 省エネ、節電のインセンティブが高まる料金メニュー等が設定されているか。
- ⑧ 対象となる消費者に応じた適切な方法で、新料金体系や原価項目（公租公課も含めて）の増減要因等を、事前に周知・説明することになっているか。
- ⑨ （料金改定が認可される場合・料金改定後も）消費者からの問い合わせ・苦情に対して、丁寧な説明（適当な場合には業務への反映）等消費者対応に万全を期しているか。

**【資産売却等】**

- ⑩ 保有する不動産や子会社等の株式、子会社等が所有する資産の売却について、積極的に行っているか。その進捗の公表を行っているか。
- ⑪ 電力会社本体が行う附帯事業について、電力事業に負担となるような事業については、必要な見直しがなされているか。

**【電灯需要の伸び予測、最大電力量想定と節電予測について】**

- ⑫ 以下のような観点も踏まえて、最大電力量の根拠として、特に節電を行うことによる影響をどのように見込んでいるのかについて、明確かつ合理的に説

明されているか。

- (1) 需給逼迫への対策として行われた節電要請の継続や他の代替エネルギー自給の流れ、値上げによる負担増回避のための節電等が需要の伸びに与える影響。
  - (2) 節電予測について、両電力会社が行ったアンケート結果の評価。
  - (3) 定着する節電量の想定。(一定量とするべきか、一定率とするべきか。)
- ③⑤ 供給予備力はどのような根拠で算出されるのか明らかにされているか。また、仮に、予備力を上回る電気供給を行わなければならなくなった場合、その対応はどのようなものか。

#### 【適切な審査等】

- ③④ 消費者への情報提供の内容に関し、消費者等からの意見を踏まえた継続的な改善をしていくことにしているか。
- ③⑤ 公聴会終了後の審査プロセスにおいても、一層の情報公開を行うことにしているか。例えば、査定方針案の公表を計画しているか。
- ③⑥ (料金改定が認可される場合) 改定された料金の実施時期は、改定に関する消費者の理解の浸透状況を踏まえたものとなっているか。

#### 【今後、中長期的に取り組むべき事項】

- ③⑦ 消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業を含めたエネルギー政策の今後の在り方についての理解も必要であるが、十分な説明と情報提供がなされることにしているか。

以上